



平成 24 年 2 月 24 日

編集・発行
北塩原村住民課
☎0241-23-3113Eメール
seikatsu01@vill.kitashiobara.fukushima.jp

『東日本大震災』関連情報

東日本大震災並びに東京電力福島第一原子力発電所の事故発生から間もなく1年をむかえようとしていますが、村内における様々な影響は、いまだに大きなものがあります。

ここ最近では、東日本大震災の余震とみられる地震が全国各地で発生している状況ですので、村民の皆様も常日頃から災害に対する備えをお願いします。

これからも村民の皆様の安心安全の確保を第一に考え、全力で対応してまいりますので、今後ともご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

北塩原村長 小椋 敏一

■喜多方市・北塩原村・米沢市境界付近で発生している地震について

昨年3月18日からまとまった地震活動がみられています。最近では2月8日にはM3.4の地震により北塩原村で最大震度2を観測しました。

福島地方気象台によりますと、東日本大震災発生後、東日本の広い範囲で地震活動が高まっているとのことです。このような地震活動は消長を繰り返しながら終息に向かうことが一般的ですが、今後もしばらくは地震活動が継続する可能性があるとの見解です。

村民のみなさんは、携帯ラジオや懐中電灯など、常日頃からの災害に対する備えをよろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

■水道水中の放射性物質の測定値について

北塩原村では2月21日に採水しましたモニタリング検査をはじめ過去59回実施しております。

検査の結果、すべての水道水のいずれからも放射性物質は検出されていません。

【問合せ先】建設課上下水道班 電話0241-23-3261

■村内の各地区の放射線量の測定値について

各地区の環境放射能測定を実施しており、測定の結果は下記のとおりです。

単位(マイクロヘルト/時)

	北山地区「県で測定」 (役場前)	大塩地区 (活性化センター前)	桧原地区 (桧原出張所前)	裏磐梯地区 (裏磐梯合庁前)
2月15日	0.130	0.052	0.100	0.080
2月22日	0.130	0.062	0.080	0.060

※測定方法は、地面から1mの高さで測定 【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

■村内の公共施設の放射線量の測定値について

村内の公共施設の環境放射能測定を実施しており、測定の結果は下記のとおりです。

単位(マイクロヘルト/時)

	北塩原村公民館 玄関前	グリーンセンター 玄関前	自然環境活用 センター玄関前	保健センター 玄関前	芙蓉保育園 玄関前
2月15日	0.080	0.081	0.070	0.120	0.066
2月22日	0.080	0.076	0.060	0.110	0.073

※測定方法は、地面から1mの高さで測定 【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

■村内の運動施設の放射線量の測定値について

村内の運動施設の環境放射能測定を実施しており、測定の結果は下記のとおりです。

単位(マイクロヘルト/時)

	明治大学セミナー ハウスグラウンド	スポーツパーク 桧原湖グラウンド	ふれあい広場	村民体育館 玄関前	村民グラウンド
2月15日	0.060	0.070	0.080	0.080	0.080
2月22日	0.080	0.070	0.070	0.070	0.070

※測定方法は、地面から1mの高さで測定 【問合せ先】 住民課生活班 電話0241-23-3113

■幼稚園、小中学校の放射線量の測定値について

村内の教育施設の環境放射能測定を実施しており、測定の結果は下記のとおりです。

単位(マイクロヘルト/時)

	さくら小	裏磐梯小	第一中	裏磐梯中	さくら幼稚園	裏磐梯幼稚園
2月15日	0.100	0.162	0.111	0.143	0.083	0.048
2月22日	0.081	0.138	0.105	0.133	0.088	0.046

※測定方法は、幼稚園・小学校は地面から50cmの高さで測定、中学校は1mの高さで測定しており、グラウンドや園庭の中央及び四隅を測定しての平均値です。

【問合せ先】 教育委員会教育班 電話0241-23-1333

■原子力事故損害賠償請求「巡回相談」の実施について

損害賠償請求に関する「巡回相談」が次により実施されますのでお知らせします。当日は東京電力の職員が駐在し、個別に相談に当たります。予約は不要ですが、到着順に一度に4人までが相談できる体制となりますので、お待ちいただく場合があります。

巡回相談日 開催日時：2月29日(水)・3月7日(水)・3月14日(水)

午前10時から午後4時まで

会 場： 自然環境活用センター

【問合せ先】 総務企画課企画室 電話0241-23-3117

■雪解け後に「水田から収集する稲わら」の検査について

雪解け後に水田から収集する平成23年産稲わらを飼料及び土壌改良資材に活用することについて、去る2月8日に、国及び県より当面の間「利用と流通の自粛」の要請が出されました。

つきましては、村内において、雪解け後に水田から稲わらを収集し、飼料及び土壌改良資材に活用する予定の方がいらっしゃいましたら、事前に検査を実施する予定ですので、3月5日(月)までに村農林課にご連絡ください。

なお、稲わらが生産された水田へのすき込みについては、これまでのとおり可能となっております。

【問合せ先】 農林課農林班 電話0241-23-1334

■県民健康管理調査『基本調査(問診票)』の回答はお済みですか？

全県民を対象とした「基本調査」は、震災後から7月11日までの4ヶ月間における放射線の外部被ばく線量を一人一人の行動記録をもとに推計し、長期にわたる健康の維持、増進を目的とし実施されている非常に重要な調査です。まだ回答されていない方は、可能な範囲で記入を行い、必ず提出するようにしてください。

○「基本調査」は、震災後4ヵ月における自らの外部被ばく線量を推計する唯一の方法です。

○「基本調査」は、今後実施される甲状腺検査等詳細検査における分析において重要なものとなります。

○推計結果は、回答された方々に順次通知され、今後長期にわたる健康管理の重要な基礎資料となります。

※問診票を記入する際は日記やスケジュール、勤務記録、携帯電話やパソコンのメール、家計簿や当時の買い物の履歴等を参考に、わかる範囲で記入してください。

また、どうしても思い出せないときは、空白ではなく「忘れていけない」と記入して提出してください。

《問診票の紛失(再発送)、記入に関するお問い合わせ先》

福島県立医科大学 県民健康管理調査事務局 電話024-549-5130(9時~17時)